

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成26年 9月 29日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 千葉県浦安市美浜1丁目9番1号		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ブライトンコーポレーション 代表取締役 爪川 治 電話 047 - 350 - 8829					
主たる業種	ホテル業	細分類番号	7 5 1 1				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成23年度から25年度の平均排出量を基準に、年1%づつの排出量の削減を図る						
計画を推進するための体制	環境マネジメントシステムの体制および取組を通じて計画を推進する						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,636.9 トン	4,590.0 トン	4,544.2 トン	4,498.9 トン	-2.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,720.0 トン	4,493.8 トン	4,448.0 トン	4,402.7 トン	-5.8 パーセント	
目標の根拠		空調設備のメンテナンス、照明器具のLED化などにより、年1%づつの削減を図る					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	店舗	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	15.22	15.07	14.92	14.77	-1.76 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		空調設備のメンテナンス、照明器具のLED化などにより、年1%づつの削減を図る					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		78.0 パーセント	85.0 パーセント	85.0 パーセント	100.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	宴会場・レストランの空調機、リターンファンの整備を重点的に行う					
	(27)年度	館内照明器具、誘導灯のLED化を促進する					
	(28)年度	各厨房の冷蔵機器のメンテナンス、機器入替を重点的に行う					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	自動車通勤の原則禁止					
	上記の措置を採用する理由	第一計画期間から実施しており、継続して実施					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・廃棄物の排出量の把握 ・フロン排出抑止法に基づく、空調機等の維持管理を実施する						
特記事項	超過削減量を利用する (H26年度 96.2トン、H27年度 96.2トン、H28年度 96.2トン)						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。